

【はじめに】 今更ながら、新型コロナウイルス感染の簡単なおさらい

参考：自衛隊教育資料

i 新型コロナウイルス感染の特徴

- ・主な感染経路は、飛沫感染と接触感染です。空気感染の可能性は確定していません。
- ・潜伏期間は、2日から14日間とされています。
- ・初期症状には、熱、だるさ、咳、食欲不振、呼吸困難、痰、のどの痛みなどがあると言われていています。味覚異常や嗅覚異常も報告されています。
- ・病状は、急速に悪化することがあります。無症状から軽症でゆっくり進行し、急激に症状が悪化するケースが報告されています。基礎的な疾患がある人が重症化しやすいとの報告もあります。
- ・感染しても症状が出ないこともあり、自覚しないで感染を広げている可能性が指摘されています。
- ・ワクチンは未開発です。根本的な治療薬もありません。現在は、私たち人間の行動だけが、新型コロナウイルスの勢いを押さえる方法です。
- ・新型コロナウイルスには、緊急事態宣言や県境、平日や週末の違いなど、人間の都合で交渉できる知性や理性はありません……。解除宣言で新型コロナウイルスがいなくなることもありません……。

ii 新型コロナウイルス感染の仕方

1 ウイルスの増殖

- ・新型コロナウイルスは、自分で動くことはできません。
- ・新型コロナウイルスは、体の中の決まった場所にたどり着かなければ感染できません。
- ・新型コロナウイルスは、気道や肺の中で増殖します。
→「新型コロナウイルスを増やしているのは、私たち」です。

2 ウイルスの移動

- ・気道や肺につながっている、鼻や口から新型コロナウイルスは出てきます。
→「新型コロナウイルスを放出しているのは、私たち」です。

3 ウイルスの感染

- ・ほかの人の口や鼻に入らなければ、新型コロナウイルスは感染できません。
- ・目から感染するケースもあると言われていています。
→「新型コロナウイルスをリレーしているのは、私たち」です。

4 感染の種類

(1) 飛沫感染

- ・新型コロナウイルスは、会話や咳、くしゃみで飛ぶ唾液や鼻水（飛沫）によって、ほかの人に向かいます。
- ・飛沫に含まれた新型コロナウイルスが、口や鼻に入ると感染します。
- ・5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ（約3,000個）が飛ぶと報告されています（WHO）。

- ・くしゃみで飛散する飛沫は8 m, 咳や会話では1 m～2 mの距離を移動するとされています。大声や荒い息では, 距離が伸びます。
- ・ウォーキングで4 m～5 m, ジョギングの場合だと10 mも離れないといけない, という海外の研究結果もあります。(自転車で走る場合は20 m離れる必要があるとか…。)
- ・換気などの条件によっては, 空気感染の可能性も指摘されていますが, 確定されていません。(海外の研究では, エアロゾルで3時間以上のウイルスの残存が指摘されました。厚生労働省は, 国内データでの証拠はないと言っています。)

(2) 接触感染

- ・物の表面に新型コロナウイルスの飛沫が付着すると一定時間残存します。
- ・残存している新型コロナウイルスが, 物から手(手から手), 手から口や鼻に入ると感染します。
- ・海外の研究では, 段ボールで24時間, ステンレスで48時間, プラスチックで72時間の残存が確認されています。(厚生労働省Q & A)

Q 1 飛沫感染でうつさない, うつらないためには, どうすればよいのでしょうか?
(自分の飛沫を飛ばさない, または, 自分の口と鼻の粘膜にウイルスを入れないためには?)

Q 2 接触感染でうつさない, うつらないためには, どうすればよいのでしょうか?
(物や手についたウイルスを他の場所に広げない, または, 手についたウイルスを自分の口と鼻の粘膜に入れないためには?)

Q 3 次の対策は, どうして有効なのでしょう?

- ・こまめに換気する。
- ・くしゃみ, 咳エチケットを守る。
- ・かぜの症状があるときは欠席する。
- ・人との感覚は, できるだけ2 m (最低1 m) 空ける。
- ・遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ・会話をする際は, 可能な限り真正面を避ける。
- ・外出時, 屋内にいるときや会話をするとき, 症状がなくてもマスクを着用。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。
- ・こまめな手洗い, アルコール消毒。
- ・狭い部屋で, 集団で活動しない, 長居しない。
- ・大皿ではなく料理は個々に取り分ける。
- ・料理に集中, おしゃべりは控えめに。
- ・回し飲みはしない。

Q 4 視覚支援学校特有の配慮, 対策として, どんなことが考えられますか?

I 感染防止の取り組みについて

1 基本的な方針

(1) 新型コロナウイルスの特徴

- a 新型コロナウイルスは、その特性、症状、治療、予防について、確証がない点も多い。ただし、基礎的な疾患を有していると重症化することは知られている。
- b 新型コロナウイルスの感染は、飛沫感染と接触感染が経路になっている。従来の予防や拡大防止の手立てに加えて、一人一人の行動変容が求められている。

(2) 本校の方針

- a 本校には、内部疾患を有している児童生徒や医療的ケア対象児童生徒をはじめ、体調管理に配慮を要する児童生徒が多数在籍している。また、見えない、見えにくい児童生徒の生活では、近接や接触を完全になくすことは不可能である。
- b 以上のことから、感染と治療に関する十分な対応が取られ、新型コロナウイルス流行の終息が宣言されるまでの間、できる限りの配慮と感染拡大防止策をとるものとする。

2 基本的な対応

(1) 3つの条件が同時に重なる場を避ける。また、それぞれの条件が発生しないように配慮する。

- a 換気の悪い密閉空間→可能な限り常時換気を行う。
- b 多くの人の密集→可能であれば、周囲の人と1m～2m距離をおく。
- c 近距離での会話や発声→距離が近いときは、無駄な会話は控える。

※(別紙01)「3つの密を避けるための手引き」参照

※参考「県立学校の学校再開に向けた対応等について」(令和2年5月15日教育長)

(2) 手洗いと手指の消毒を徹底する。

※(別紙02)「感染症対策」参照

(3) 学校においては、マスクの着用を基本とし、咳エチケットを守る。特に、近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないようマスクの着用を徹底する。

※(別紙02)「感染症対策」参照

(4) 身体的距離

- a 児童生徒の身体的距離を可能な限り確保(1m以上)するように配慮する。

(5) 発熱、咳、呼吸等の風邪症状を始めとする健康観察と健康管理を徹底する。

(6) 「新しい生活様式の実践例」のうち、可能な対策を実施する。

※(別紙03)『新しい生活様式』の実践例」参照

(7) 医療的ケアの児童生徒

- a 医療的ケア校内検討委員会の協議のもと、より感染に配慮した対応を検討する。

※(別紙04)「医療的ケア児童生徒への新型コロナウイルス感染症対策」参照

- b 対応については、学校管理医や、医療的ケア巡回指導医の指導助言を受ける。(本校児童生徒は、令和元年度に主治医に確認済み)

- c 医療的ケアを必要とする児童生徒の場合は、重症化のリスクが高いケースもあるため、本人保護者が主治医に個別に相談し、登校の判断を行う。主治医から登校しないよう指示があった場合は、出席停止の扱いとなる。

※5/19に確認済み。

(8) 寄宿舎

- a クラスタ感染を防ぐために、県の専門委員会の指示があるまで、1室1名の体制とする。
- b 感染防止に関する配慮事項は、別に定める。

※(別紙05a)「感染防止のための寄宿舎の対応について」、(別紙05b)「(別紙05b)男子入浴時間」参照・

(9) 臨床実習等

- a 外部の患者を迎えての臨床実習は、県内の感染拡大の終息が見込まれるまでは実施を見合わせる。
- b 臨床実習等、理療教育の実技に関する感染防止対策は別に定める。

※(別紙06)「本保・専攻科における新型コロナウイルス感染防止対策について」参照

3 職員の行動

※(別紙07a)「保健給食部資料」参照

(1) 感染を防止する基本的な対応を徹底する

a 換気

- ・できる限り窓や戸を開けて、室内の換気をスムーズにする。
- ・休み時間ごとに2方向の窓や扉を開けて換気をする。
- ・窓のない部屋は、入り口を開けておく。
- ・体育館等でも、人の密度が高まるときは、換気を行う。

※参考「再開等に関するQ&A」(問8, 問9, 問10)

b 消毒作業

- ・教室やトイレなど特に多くの児童生徒等が手を触れる場所(ドアノブ, 手すり, スイッチなど)は、1日1回以上消毒液を使用して消毒を行う。
- ・触察学習等を必要とする教材は、触る前後に消毒する。

※参考「再開等に関するQ&A」(問11, 問12)

(2) 視覚障害者の感染防止の支援

- a 見えない, 見えにくい視覚障害児童生徒に正しい感染予防を説明したり, サポートしたりできるように, 職員自らが正しい知識と高い意識を持ち, 感染防止に努める。
- b 見えない, 見えにくい児童生徒が当面する感染の危険を予見し, 防止に努める。
- c 学習, 生活時の児童生徒の距離や向きなど, それぞれの見え方の特性に配慮しながら, 感染を予防する配置や動きを指示する。
- d 実習や誘導, 教室での授業や会話の際に, 職員自身が感染源にならないよう配慮する。

- e 実態によるが、児童生徒と指導者の距離を十分にとる。必要以上に密着しない。また、教室内での指導者の位置に配慮する。

(3) 行動履歴の記録

- a 感染した場合の適切な対応に備えて、自分が接触した相手、場所等を控えておき、正しく迅速に情報提供できるようにしておく。
- b 自身の家族、児童生徒や家庭にも協力を依頼する。

4 児童生徒の行動

(1) 日常の健康観察

a 登校前の健康観察

- ・検温、体調の観察を毎日記録する。

※(様式 01)健康観察カード

- ・スクールバス乗車時に口頭で健康状態を報告する。乗車時に不調の場合の対応は、「Ⅱ-3-(4)-b」による。
- ・登校前の検温ができなかった場合は、教室に入る前に保健室または職員室で検温する。

b 在校時の健康観察

- ・日中の体調変化に気を配り、不調が生じたときには、すぐに保健室に報告し対応する。(職員も同じ)

(2) 感染を避ける行動

a 校内では、「Ⅰ-2-(1)~(3)」の対応を徹底する。

b 給食時は、以下の対応とする。

※(別紙 07b)「食堂座席表」及び(別紙 07c)「食堂での感染防止の取り組みについて」参照。

- ・給食時間は、12:00~12:30, 12:30~13:00 に分け、それぞれ同じ方向を向いて食事をする。
- ・障害等のため、自身で衛生管理をすることが難しい児童生徒は、基本的に教室で食事をする。
- ・食事中は、飛沫が飛ぶようなおしゃべりはしない。
- ・手洗いと手指の消毒を徹底する。消毒後は、マスクや汚染が予想されるもの等には絶対に触れない。
- ・取り分けは消毒を済ませた最低限の職員で行う(使い回しを避ける)。
- ・食堂での感染防止のため、児童生徒、教職員とも、(別紙 07c)「食堂での感染防止の取り組みについて」の内容を必ず守る。

※参考「再開等に関するQ&A」(問50)

c 触察教材や物品の共用は、必要のあるときだけとし、教材は消毒する。また、触った後は、必ず手を洗う。

※参考「再開等に関するQ&A」(問12)

5 教育課程の調整

(1) 時程

- a 給食態勢の調整のために、小学部及び各学部2組の日課を変更する。
- b 1日の日課は、「IV-3-(1)」を参照。

(2) 教室等

- a 児童生徒の身体的距離を可能な限り確保(1m以上)するように座席を配置する。
- b 授業は、基本的に所属学級で行う。
- c 集団での学習活動を可能な限り避ける。必要な場合は、広い教室での実施や対面しない座席配置、換気等の対策をとった上で、感染の危険がないように実施する。
- d 在籍者の多い高等部普通科2年1組の教室は、合同講義室を使用する。

(3) 学習内容の変更

- a 感染の可能性が高い各教科等の一部実技指導については、次の対応をとる。
 - ア 感染の可能性が高い教育活動は、原則として学習内容や指導方法を変更する。
 - イ やむを得ない場合は、感染防止対策を立てて、管理職に相談する。
 - ウ 近接や接触を必要とする自立活動の指導についても、指導計画や指導方法の見直しを行い、やむを得ない場合は、一層の感染防止対策を講じて実施する。
- b 感染の可能性が高い学習活動の例としては、次のようなものが示されている。
 - ア 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
 - イ 家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
 - ウ 体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
 - エ 児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
 - オ 運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事
- c 変更を検討する際は、(様式02)「教育活動の変更について」を参考にする。
※参考「再開等に関するQ&A」(問34から問37)

(4) 時差登校

- a 公共交通機関利用の際には、できるだけ乗客の少ない時間帯に利用する(時差登校)等の対応は感染予防として重要であるとされている。
- b 生徒や保護者から希望があった場合は、学校までの移動手段や授業の扱いについて、個別に相談して実施する。
※参考「学校再開に向けてのQ&A」(7-1~5)(令和2年5月28日県通知)

6 保護者への協力依頼

- (1) 家庭での検温、健康観察、新しい生活様式の実施を依頼する。また、同居の家族にも健康管理に取り組んでもらうようお願いする。
- (2) 行動記録等の協力を依頼する。[教頭]
- (3) 不調時の家庭での静養、登校後の体調変化時の速やかな迎え等を改めてお願いする。[全校]

II 感染が発生した場合の対応について

1 基本的な対応

(1) 対応手順

- a 医療機関から本人、保護者へ診断結果が伝えられ次第、速やかに学校に報告してもらう。
- b 県教育委員会へ発生を報告し、対応指示を受ける。
- c 県教育委員会の指示のもと、プライバシーに配慮した上で、報告後3時間以内にeメッセージ登録者全員に周知する。
- d 関係機関への連絡、報道等の外部対応を行う。【教頭】
- e 校内の感染拡大防止委員会を至急開催し、対応を決定する。

※(別紙 08)「新型コロナウイルス感染症 学校の臨時休業 対応フロー」参照

2 感染発生時の初動対応

(1) 児童生徒の感染が確認された場合

- a 治癒するまでの期間を出席停止とする。

※出席停止期間については、「令和2年度当初の時期における学校活動の留意点等について」(令和2年4月1日教育長)の「別添4」による。

- b 県教育委員会と衛生部局との相談の上、その後の臨時休業の有無、規模及び期間について検討する。

(2) 職員の感染が確認された場合

- a 治癒するまでの期間を出勤停止とする。
- b 勤務は病気休暇とする。

※参考「再開等に関するQ & A」(問78)

- c 県教育委員会と衛生部局との相談の上、その後の臨時休業の有無、規模及び期間について検討する。

※勤務の扱いは、(別紙 09)「新型コロナウイルスに関する職員の休暇等の取扱いについて」による。

(3) 濃厚接触者の特定への協力

- a 衛生部局及び県教育委員会の指示のもと、濃厚接触者の特定に協力する。可能な限りの情報提供に努める。
- b 感染者の行動履歴を速やかに把握し、濃厚接触者の行動把握に努める。同時に、保健所等が行う調査に全面的に協力する
- c 児童生徒または教職員が濃厚接触者の場合は、校長の命により、感染者と最後に接した日の翌日から14日間の出席停止、出勤停止とし、自宅待機とする。

※参考「令和2年度当初の時期における学校活動の留意点等について」(令和2年4月1日教育長)

(4) 濃厚接触者のとらえ方

- a 患者と同居あるいはそれに準じる長時間の接触があったもの。
- b 適切な防護服なしに、患者の診察、看護・介護していたもの。
- c 患者の気道分泌液もしくは、体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高いもの。

d 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防なしで患者と15分以上の接触があったもの。

※患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する。

※参考「学校再開に向けてのQ&A」（2-7）（令和2年5月28日県通知）

3 感染拡大防止の対応

(1) 感染者とつながりのある児童生徒、職員の対応

a 必要を判断し、職員は自宅待機（職専免）生徒は出席停止として、健康観察を行う。

ア 感染者と濃厚な接触があった場合→自宅待機とし、コールセンターの指示を受ける。

イ 感染者と接触はあったが濃厚ではない場合→健康観察を行い、様子を見る。兆候が見られた場合は自宅待機し、コールセンターの指示を受ける。

ウ 感染者が勤務する施設内に立ち入った際→健康観察を行い、様子を見る。

※参考「学校再開に向けてのQ&A」（2-8）（令和2年5月28日県通知）

(2) 校内の消毒作業

a 保健所の指示により全校的な消毒作業を実施する。

(3) 臨時休業等

a 「Ⅲ-2」による。

(4) 感染が疑わしい症状が発生した場合の対応

a 基本的な対応

ア 登校をせずに自宅等で休養、健康状態を観察する。

イ 次の場合は、宮城県、仙台市の「新型コロナウイルス感染症に関する健康電話相談窓口（コールセンター）」（電話 022-211-3883、022-211-2882）に連絡する。

「帰国者・接触者相談センター」には、ここからつながる。

・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある。

・重症化しやすい人で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪の症状がある。

・これら以外で、発熱やせきなど比較的軽い風邪の症状が続く。特に、症状が4日以上続く場合は必ず相談し、本人が強い症状と思う場合にもすぐに相談する。解熱剤を飲み続けなければならない人も該当する。

・重症化しやすい人には、高齢者のほか、糖尿病、心不全、呼吸器疾患といった基礎疾患がある人、透析を受けている人、免疫抑制剤・抗がん剤などを使用している人が該当する。また、妊婦に対しては、念のため重症化しやすい人と同様に、早めに相談することが勧められている。

b 児童生徒に感染が疑わしい症状が発生した場合

ア 登校前：自宅で休養するように指導する。指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。また、出席停止期間については、「発熱や風邪症状が治癒するまで」とする。

※参考「再開等に関するQ&A」（問5）

※参考「令和2年度当初の時期における学校活動の留意点等について」(令和2年4月1日教育長)「別添4」

- イ 寄宿舎：保護者に連絡して自宅で休養させる。保護者が迎えに来るまでの間は、可能な限り他者との接触を避け、女子は静養室、男子は舎室で休養し、感染の拡大を防止する。指導要録上の扱いは、上記に同じ。
 - ウ スクールバス乗車時：スクールバスに乗車せずに待機する。運転担当者が学校に連絡し、学校から職員が仙台駅に出張する。同時に保護者に迎えを依頼する。スクールバスは、学校からの職員が到着するまで発車せず、安全な帰宅が開始できるまで、必ず職員が付き添う。その際、感染防止にも配慮する。
 - エ 在校時：基本的には「イ 寄宿舎」の対応に同じ。保健室での静養待機を基本とする。
 - オ 本県では、解熱後3日健康観察してから登校させる対応としている。(専門家からの指導による)
- c 職員に感染が疑わしい症状が発生した場合
- ア 職員がPCR検査等の対象となった場合は、自宅待機とし、検査を待つ。サービスは職専免とする。
 - イ 職員が濃厚接触者として特定された場合、感染が疑われる職員と接触があった(以下の例)職員については、最後に接した日の翌日から14日間の出勤停止とし、自宅待機とする。サービスは職専免とする。
 - ・半径1m以内(前方及び両脇)に在席していた職員
 - ・2週間以内に、感染疑い職員(マスクなし)と1m以内で会話する機会が2日に1回(15分以上)あった者
 - ・2週間以内に、感染疑い職員と一緒に車に同乗した者(15分以上)
 - ウ クラスターが発生したとされる時期に、職員がその場所にいた場合は、上記「イ」に同じ。
 - エ 感染疑いのある接触者が、PCR検査等で陽性となった場合は、保健所の疫学調査で真の濃厚接触者として判断される。
 - オ 以下の場合、特別休暇とする。
 - ・検疫法第16条に規定する停留となった場合。
 - ・職員又はその親族が、保健所等から任意の外出自粛を求められ、勤務しないことがやむを得ないと認められた場合。
 - カ 発熱等の風邪症状が見られ、勤務しないことがやむを得ないとされた場合は、出勤せずに自宅で療養する。解熱後少なくとも3日間は、自宅療養で健康状態を観察する。サービスは特別休暇となる。
- ※(別紙10)「新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員が発生した場合の対応について」参照
- d 児童生徒及び職員の同居する家族がPCR検査で陽性となった場合
- ア 最後に接した日の翌日から14日間の出席停止、出勤停止とし、自宅待機とする。サービスは職専免とする。

イ 感染疑いのある接触者が、PCR検査等で陽性となった場合は、保健所の疫学調査で真の濃厚接触者として判断される。

e 体調不良の家族がいる場合は、登校を慎重に判断する。

※参考「県立学校の学校再開に向けた対応等について」（令和2年5月15日教育長）

f 明らかな陽性ではなく、感染が疑われる場合の対応

※陽性反応が出る前の感染者と会食した、あるいは快食に同席した人とさらに別の快食で同席した等のケース。

ア まずは、「新型コロナウイルス感染症に関する健康電話相談窓口（コールセンター）」に相談する。

イ 感染の疑いのあるものと接触があった場合に、最終接触日の翌日から14日間、所属長が自宅待機を命じたときは、職専免の手続きを取ることができる。

ウ ただし、教職員またはその親族に発熱等の症状がみられて療養するために、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、特別休暇の対象となる。また、保健所や帰国者・接触者相談センターから外出しないことを認められたときも、特別休暇の対象となる。

※参考「学校再開に向けてのQ&A」（6-1）（令和2年5月28日県通知）

(5) 登校の見合わせを希望する場合の対応

a 本人、保護者からの相談等があった場合

ア 事情をよく聞き取り、学校の方針に理解を求めた上で、「感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由がある」と校長が判断する場合は、指導要録上の「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席とはしない。

※参考「再開等に関するQ&A」（問6）

※5/28に変更確認済み

イ 医療的ケアを必要とする児童生徒の場合は、重症化のリスクが高いケースもあるため、本人保護者が主治医に個別に相談し、登校の判断を行う。主治医から登校しないよう指示があった場合は、出席停止の扱いとなる。

※5/19に確認済み。

b 職員が希望する場合

ア 校務に支障のない範囲と校長が判断する場合、年次休暇を使って対応する。

※参考「学校再開に向けてのQ&A」（6-1）（令和2年5月28日県通知）

Ⅲ 臨時休業について

1 宮城県の指示による休業

宮城県の通知による

2 本校単独の臨時休業

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（令和2年4月17日改訂版）」による。
- (2) 県教育委員会と衛生部局との相談の上，その後の臨時休業の有無，規模及び期間について検討する。

3 臨時休業中の学習支援

(1) 基本的な対応方針

- a 児童生徒の家庭での自習を支援するために考えられる方策をつくる。
- b 自ら学ぶ姿勢を支えるための，学び方の支援を行う。
- c 未履修の範囲を家庭で学習できるための支援を行う。
- d 視覚障害の児童生徒には障害による家庭学習の困難があることをふまえ，可能な限り困難が解決できるような支援を行う。

※参考「再開等に関するQ & A」（問50）

※参考「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校，中学校，高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」（令和2年4月21日）

(2) 支援の手段

- a 郵送を通じた課題等の配付（点字，墨字，デイジー等），回収，指導
 - ・郵送は，週1回程度を原則とする。週の初め（月・火曜日）に郵送物をそろえ，事務室から発送する。
 - ・返送が必要な場合は，あらかじめ主幹教諭が集約して返送準備をする。
- b YouTube を利用したオンデマンド配信

※（別紙11）「臨時休業期間におけるYouTubeを利用した学習支援について」参照

c 電話を利用した学習相談

- ・Facetime オーディオ通話が可能な場合は，以下「d」に準じて，学校のインターネット回線を使って電話をする。

d Facetime を利用した学習相談

※（別紙12）「臨時休業中の双方向通信による学習支援について」参照

(3) 教材の著作権

- a オンラインでの指導において教材等の著作物をインターネットで送信する際は，文部科学省の通知の範囲で可能。

※参考「再開等に関するQ & A」（問77）

4 自宅等で一人で過ごすことができない児童生徒の登校について

※（別紙13）「自宅等で一人で過ごすことができない児童生徒の登校について」参照

5 在宅勤務

(1) (別紙 14)「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間等における県立学校職員の在宅勤務実施要領」参照

※参考「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間等における県立学校職員の在宅勤務実施に関するQ & A」(令和2年4月24日教職員課)

(2) (別紙 15)「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間等における職員の在宅勤務について」(宮城県立視覚支援学校)参照

6 学校再開にあたって

(1) 根拠とする通知

a 学校再開ガイドライン「再開等に関するQ & A」

b 「新型コロナウイルス感染症予防対策と感染に係る対応等のチェックリスト」(令和2年4月22日, スポーツ健康課)

(2) 努力事項

a 学校再開後は、「Ⅰ 感染防止の取り組みについて」「Ⅱ 感染が発生した場合の対応について」に基づき, 感染防止と拡大防止に努める。

IV 教育課程の取り扱いについて

1 臨時休業に伴う指導内容の取り扱い

(1) 前の学校で臨時休業中に指導すべき内容

- a 今週進学する生徒に対して、令和元年度の学習内容について一斉臨時休業により未指導となった事項があり、措置を講じる必要性が高い場合については、実態に応じた必要な対応を検討する。

※参考「再開等に関するQ & A」(問26)

(2) 令和元年度の臨時休業中に指導すべき内容

- a 児童生徒が十分に授業を受けることができなかつた場合には、学習に著しい遅れが生じることがないように、必要に応じて令和2年度に未指導分の授業を行うことも考えられる。
- b その場合、授業時数を超えて確保する必要はなく、弾力的に対処できる。

※参考「再開等に関するQ & A」(問27)

(3) 令和2年度の臨時休業中に指導すべき内容

- a 指導計画を踏まえた家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認していることで、学校における学習評価に反映することができる。

※参考「再開等に関するQ & A」(問62, 問64)

2 授業時数の確保

※(1)の①, (1)の②のいずれかの案を実施する。

(1)の①: 夏季休業期間に授業日を設定する案【教育委員会に相談の上、開舎と給食の予算が必要】

- a 夏季休業のうち、7月20日(月)から31日(金)の8日間、8月17日(月)から21日(金)の5日間、合わせて13日間を授業日とする。
- b 授業日は、通常の時間割によって授業を進める。
- c 授業日の期間は開舎とし、給食と舎食を提供する。また、スクールバスも運行する。
- d 感染防止の観点から、登校を希望しない場合は、「Ⅱ-3-(4)」の対応により、欠席としない。

(1)の②: 夏季休業期間に補習を実施する案

- a 夏季休業のうち、7月20日(月)から31日(金)の8日間、8月17日(月)から21日(金)の5日間、合わせて13日間を補習日とする。
- b 補習は、臨時の時間割を作成して進める。
- c 補習は、通学によって行う。給食は提供しない。
- d 家庭の事情等で、補習に参加できない場合は、臨時休業期間同様に、代替の手段で学習を支援する。
- e 補習による学習成果は、学校における学習評価に反映することができる。

※参考「再開等に関するQ & A」(問62, 問64)

(2) 補習

- a 放課後等の補習は、必要に応じて行う。

- b 補習の実施にあたっては、必要な目的に応じた予定を作成し、報告した上で行う。
- c 令和2年度は、授業を補う家庭学習等の割合が増えていることから、児童生徒の負担にならないよう、学級担任と教科担任等が相談し、それぞれの学習量を把握した上で実施する。

3 1日の日課

(1) 小学部・各学部2組の日課

朝の会	8 : 35 ~	8 : 45
1校時	8 : 45 ~	9 : 30
2校時	9 : 35 ~	10 : 20
3校時	10 : 25 ~	11 : 10
4校時	11 : 15 ~	12 : 00
給食1	12 : 00 ~	12 : 30
昼休み・昼の活動	12 : 30 ~	13 : 10
5校時	13 : 10 ~	13 : 55
6校時	14 : 00 ~	14 : 45

(2) 中学部・高等部・専攻科の日課

変更なし

(3) 会議設定

- a 全体会議等の設定日は、火曜日・木曜日を除く。(理療科・保健理療科7時間授業のため)
- b 全体会議等の設定時間は、15 : 45 ~ 16 : 30とする。(退勤が16 : 30の割り振りがあるため)

(4) その他

- a スクールバスの運行時刻は、通常どおり。
- b 職員の休憩時刻は臨時に割り振る。

4 定期考査及び評価

- (1) 考査のみを行う定期考査日は設定しない。実施にあたっては、考査週間を設けたり期間内の1日を考査日としたりするなど、授業時数の確保を図りながら行う。
- (2) 令和2年度第1学期中間考査は実施しない。
- (3) 週あたりの授業時数が少ない教科等は、中間考査を行わず、期末考査のみを行うこともある。
- (4) 教科ごとに単元ごとの確認のテスト等を実施するなどし、定期的に学習状況の確認を行い、できるかぎり適切な評価を行う。
- (5) 臨時業期間中に実施した家庭学習の内容を学習評価とする場合は、指導計画を踏まえた家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認していることで、学校における学習評価に反映することができる。
※参考「再開等に関するQ & A」(問62)。

5 学校行事の実施

- (1) 行事については、年間の授業時数の不足を鑑み、必要なものに優先順位を設けて設定し直す。
- (2) 修学旅行については、新型コロナウイルスの国内の感染状況を鑑み、延期や中止にも対応できる形で計画する。
- (3) 集団での行事は、感染防止の計画を作成した上で、実施の可否から検討する。
※参考「再開等に関するQ & A」(問40から問45)

6 部活動の実施

- (1) 留意点
 - a 感染の危険がある活動については、当面の間、密集せずに行える活動に替えるなどの工夫をすること。
 - b 用具等については、事前に消毒し、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
 - c 活動場所の換気に配慮すること。※(別紙16)「部活動について」参照。
- (2) 再開について
 - a 上記の条件を踏まえて、今年度活動が可能な部活動を設定する。
※今年度の仮顧問を委嘱し、顧問会議を開催して協議する。
 - b 従来よりもきめ細かな管理が求められることを考慮し、過度な負担とならないことを確認して再開する。
 - c 感染防止対策が確認された上で、生徒、職員ともに過度な負担とならないことを確認して再開する。
※参考「再開等に関するQ & A」(問46, 問48)
 - d 練習試合及び県外遠征は引き続き行わない。大会等への参加も当面見合わせる。
※参考「県立学校の学校再開に向けた対応等について」(令和2年5月15日教育長)

7 公簿の取り扱い

- (1) 指導要録の「出欠の記録」の記入は次のとおりとする。
※参考「再開等に関するQ & A」(問60, 問61)
 - a 学校保健安全法第20条に基づき、全校の臨時休業の措置を行った場合は、授業日数には含まないものとする。
 - b 臨時休業期間において学校で児童生徒を預かった日は、授業日ではないため、指導要録上の「授業日数」に含まないものとする。
 - c 学部の一部を休業とする場合は、授業日数に含まれ、授業のある生徒については出欠を記録するとともに、授業のない生徒については、「出席停止」として記入する。
- (2) 個別の教育支援計画
 - a 今年度の教育の状況を踏まえ、本人、保護者と相談しながら、無理のない計画を作成する。

- b 相談に当たっては、電話等も使用しながら直接面会の機会を減らす。
- (3) 各種会計簿
- a 今年度の教育の状況を踏まえ、必要な予算を再作成し、保護者等の了解を得る。
 - b 計画なしに前年度同様の集金をし、長期間金銭を預かることのないようにする。

V 組織について

1 新型コロナウイルス感染拡大防止委員会

(1) 趣旨

- a 新型コロナウイルスの感染予防の方策について協議，策定する。
- b 令和2年度学校再開に向けた対応について協議，策定する。
- c 校内において新型コロナウイルス感染，濃厚接触の発生時の対応について協議，策定する。

(2) 構成（令和2年度の分掌による）

主宰 校長

主管 養護教諭，教頭，事務室長

委員 主幹教諭，事務次長，教務主任，学部主事，学科主任，寄宿舍指導員長，
（2組コーディネーター），（寮務主任）

(3) 開催

令和元年3月25日（水）以降，随時

VI 校外の相談支援について

1 基本方針

- (1) 「I 感染防止の取り組みについて」に準じながら、可能な形で相談支援に取り組む。
- (2) 直接の面談ができない場合は、電話やメール、その他のコミュニケーションツールを積極的に活用して支援に当たる。

2 早期教育相談

- (1) 乳幼児や養育者の感染を防止するため、新型コロナウイルスの感染拡大が終息するまでの間、乳幼児教室は開催を見合わせる。
- (2) 幼稚園や保育所、保育機関からの訪問要請があったときは、管理職と対象の機関とで相談を行い、訪問を検討する。訪問できなくなった場合は、それに替わる支援を提供する。
- (3) YouTube での配信やお便り、メールレターなど、活用できる手段を使って、養育者への支援を積極的に行う。

3 学校等支援

- (1) 感染の拡大を防ぐため、新型コロナウイルスの感染拡大が終息するまでの間、児童生徒の在校時間中の訪問を見合わせる。
- (2) 学校等からの訪問要請があった場合は、「VI-2-(2)」に同じ。
- (3) 宮城県立視覚支援学校ホームページ内に「宮城県特別支援教育研究会視覚障害教育専門部事務局」のキャビネットを開設し、参考資料をパスワード付きでアップするなど、訪問以外の手段を使って、学校等への支援を積極的に行う。

4 成人等の自立支援

- (1) 「VI-(1)」の基本方針に基づき、支援を行う。
- (2) 本校の学校見学等は、感染拡大の終息を判断した上で実施する。
- (3) 理療科紹介動画等の積極的な活用を図るなどし、教育の啓発に努める。
- (4) スマートサイトをはじめとする関係機関と連携し、役割を分担しながら、可能な限りでの支援を行う。

5 サテライト・移動教育相談

- (1) 会場での直接の相談は、新型コロナウイルスの感染拡大が終息するまでの間開催を見合わせる。
- (2) 支援の方針については、「VI-(1) から (4)」に同じ。

6 進路指導、関係機関との連携

- (1) 訪問しての指導や支援、相談が難しい場合は、電話連絡やメール、啓発資料の送付など、できる限りの方法で連携を図る。

(2) 臨時休業や緊急事態宣言の期間中において、産業現場等における実習は、実施時期や実施方法、代替手段等について、学校や設置者で検討し、実施する。実施する場合には、三者間で実施にういて合意を得た上で、当該生徒の授業日として実施することが考えられる。

※参考「再開等に関するQ & A」(問75)

Ⅶ 活動レベルの変更

1 基本方針

- (1) 国や県からの通知をもとに、本校の児童生徒が感染する危険性を考慮し、慎重に活動レベルを変更する。
- (2) 本校の活動レベルの変更にあたっては、校内、学校関係者、県内、国内の感染者発生推移等も参考にし、十分な期間をおいて変更する。
- (3) 本校の活動レベルの変更は、新型コロナウイルス感染拡大防止委員会での協議を経て決定する。また、学校管理医等との連携をとり、指導を受けながら検討する。
- (4) 活動制限を緩和しても、感染を予防する基本的な対応策は継続して実施する。
- (5) 県内外に感染の再拡大や新型コロナウイルスの変異が生じたときは、再度検討の上、活動レベルを調整する。

2 活動レベルの段階

- (1) 感染のリスクが高いため実施しない段階。
- (2) 特に感染のリスクが高い活動は実施せず、リスクの低い活動から実施する段階。
- (3) 可能な限りの感染症対策を行いながら実施する段階。
※全ての活動制限を解除するのは、新型コロナウイルスのワクチンと治療法が確立し、基礎疾患を有する児童生徒等の健康面での安全が確保できた時点になる。

3 検討の基準（令和2年6月16日段階）

- (1) 宮城県や国の通知、専門家委員会の指示がある場合は、それを基準に慎重に検討する。
- (2) (様式2)「教育活動の変更について」を基準に、それぞれの教育活動の感染の危険性と対応を作成し、関係分掌で検討した上で、活動レベルを決定する。予防の原則は、以下。

	一次予防（未然防止）	二次予防（早期対応）
人	・常にマスクを着用。 ・マスクをした人からは、1m離れる。 ・マスクをしていない人とは、2m離れる。 ・近接時は隔壁を設置またはフェイスシールドを着用。	手と顔を石けん、洗剤で洗浄。またはアルコールで消毒。
物	・人が触った物には触らない	人が触った物は洗浄、消毒。または熱風、アイロンで滅菌。

※参考「新型コロナウイルス感染症に関する諸問題」（令和2年6月6日 京都大学名誉教授 川村孝）

- (3) 県内の感染者発生状況等によっては、校内の感染防止拡大委員会の検討の上、活動レベルを変更することがある。
- (4) 校外の人間と1単位授業時間以上または濃厚に接触する機会がある場合は、相手が児童生徒職員と同等の感染防止の配慮を行っているか、接触前後の行動を把握できるかを確認の上、上記(2)に基づいて検討する。対応の原則を以下のとおりとし、必要に応じて個別に検討する。
 - a 非常勤講師、外部専門家、教育実習生、研修生等
…職員に準ずる配慮と対応を行った上で業務を行う。

- b ゲストティーチャー，行事のスタッフなどの来校者等
…活動内容，形態により上記の検討を行って対応する。
 - c 教育相談，臨床室利用，施設利用の来校者または訪問相談の対象者等
…本校の感染予防と同等の配慮と対策を行って対応する。
…外部の訪問先にも同様の説明を行い，理解と承諾を得た上で対応する。
…早期教育等，集団活動については，県内外の感染者発生状況等を総合的に判断して実施を検討する。また，参加者の人数調整を行い，教材等の消毒対応等を徹底した上で，実施を検討する。
 - d 不特定の見学者，来校者
…児童生徒と場を共有する場合は，原則として校内に入れない。
- (5) 修学旅行，宿泊学習，校外学習
- a 実施の有無，方面，内容の決定に当たっては，全国の感染状況と訪問先の状況を踏まえるとともに，児童生徒・保護者に対し十分な説明を行い，具体的な感染症対策行動を策定する。
 - b 宿泊や移動，食事等は「3つの密」が発生しやすいことから，計画の段階で取扱業者等と感染防止策について綿密な打合せを行い，具体的な感染症対策行動を策定する。

※参考「学校再開後の各種教育活動実施の目安について」(令和2年5月28日 教育長通知)

(参考) 宮城県の段階的緩和の期間

- (1) 6月1日(金)～6月18日(月)
- (2) 6月19日(火)～7月9日(火)
- (3) 7月10日(水)～7月31日(金)